青森県ＨＩＶ感染予防薬内服マニュアル

制定年月日：平成30年７月17日
一部改正　　令和元年８月２日
一部改正　　令和２年12月１日
一部改正　　令和５年４月１日
一部改正　　令和７年４月１日
一部改正　　令和８年３月13日
一部改正　　令和８年９月30日

本マニュアルは、「青森県ＨＩＶ感染予防薬配置要領」（以下「配置要領」という。）において、別に定めることとしているＨＩＶ感染予防薬の提供及び内服方法等を定めたものであり、本マニュアルで使用している用語等は、配置要領に準じています。

※別添１のフローチャートを参照してください。

１　予防薬提供希望医療機関等・曝露当事者の対応

（１）曝露発生

曝露とは、針刺しや鋭利な医療器具による切創等、皮内へのＨＩＶ陽性又はＨＩＶ陽性が強く疑われる者の血液の曝露及び粘膜や傷のある皮膚への血液等感染性体液の曝露をさす。

（２）応急処置

曝露が発生した場合は､血液又は体液に曝露された創部又は皮膚を流水と石けんによって十分に洗浄する。粘膜への曝露の場合は、流水によって十分に洗浄する。

（３）施設長または感染管理責任者に報告

曝露当事者は、曝露の発生時刻、状況、程度等を、施設長または感染管理責任者に報告する。

なお、施設内での感染報告経路については、①内服開始の迅速性、②プライバシーの保護を考慮し、可能な範囲で短縮すること。

（４）エイズ治療拠点病院または予防薬配置協力医療機関へ電話連絡・受診・相談

曝露当事者は、別添１－１下部記載の「問い合わせ医療機関」（別添２「HIV感染予防薬提供窓口連絡先リスト」）を参照し、エイズ治療拠点病院または予防薬配置協力医療機関へ電話連絡・受診・相談をする。

（５）エイズ治療拠点病院または予防薬配置協力医療機関を受診し自己チェック

曝露当事者は、エイズ治療拠点病院または予防薬配置協力医療機関を受診し、「ＨＩＶ感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）を確認、自己チェックを行い、当該医療機関スタッフとともに、予防内服の意義及び注意点を確認する。

その上で、予防内服の利益と不利益を考慮して、内服を開始するかどうか自己決定し、本チェックリストに署名する。

（６）依頼書・同意書・受領書の作成

曝露当事者が予防内服を希望する場合は、「ＨＩＶ感染予防薬内服同意書」（様式Ｃ）及び「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）を記載し、署名する。

なお、署名は必ず曝露当事者自身が記載する。

「ＨＩＶ感染予防薬提供依頼書」（様式Ｂ）は、施設長の署名後に当該医療機関に提出する。なお、予防薬の提供を受ける旨、施設長へ報告されていることが望ましい。

（７）受領・内服

予防内服を希望した場合、曝露後、可能な限り迅速に（少なくとも24時間以内を目安に）予防薬を受領し、直ちに第1回目の内服をする。

また、配置協力医療機関を受診した場合は、記載した①「ＨＩＶ感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）、②「ＨＩＶ感染予防薬提供依頼書」（様式Ｂ）、③「ＨＩＶ感染予防薬内服同意書」（様式Ｃ）及び④「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）の書類の写し（コピー）の提供を受ける。

（８）エイズ治療拠点病院へ電話連絡

曝露当事者は、配置協力医療機関において予防薬の提供を受けた場合は、その後、エイズ治療拠点病院を受診する前にエイズ治療拠点病院の担当者（窓口）に電話連絡する。

（９）エイズ治療拠点病院の受診

曝露後緊急に配置協力医療機関において予防内服をした曝露当事者は、内服後速やかにエイズ治療拠点病院を受診して内服継続の要否について相談の上決定し、当該拠点病院の指示に従う。

なお、受診する際は、上記（７）で受領した①～④の写し（コピー）を提出する。

２　予防薬配置医療機関（配置協力医療機関）の対応

（１）マニュアルの確認、使用する様式の準備

電話で相談を受けた配置協力医療機関は、別添１－２を確認し、①「ＨＩＶ

感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）、②「ＨＩＶ感染予防薬提供依頼書」（様式Ｂ）、③「ＨＩＶ感染予防薬内服同意書」（様式Ｃ）及び④「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）を準備する。

（２）チェックリストと内服意思の確認

配置協力医療機関の担当者（医師）は、曝露当事者とともに①「ＨＩＶ感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）を確認し、予防内服の意思を確認する。

（３）依頼書・同意書・受領書の作成

曝露当事者が予防内服を希望する場合は、②「ＨＩＶ感染予防薬提供依頼書」（様式Ｂ）、③「ＨＩＶ感染予防薬内服同意書」（様式Ｃ）及び④「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）を作成する。

（４）エイズ治療拠点病院への相談

配置協力医療機関の担当者（医師）は、必要に応じて、エイズ治療拠点病院の専門医に相談する。

（５）予防薬の提供

配置協力医療機関の担当者（医師）は、エイズ治療拠点病院を受診できるまでに必要な最小限の予防薬（原則平日１日分とする。）を提供する。

また、「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）の曝露当事者が予防薬受領時に記載する事項（何日分、署名）について、記載を求める。

その後、上記（１）の①～④の書類の写し（コピー）を曝露当事者に提供し、速やかにエイズ治療拠点病院を受診するよう指導する。

（６）関係書類の保存

予防薬を提供した場合は、曝露当事者から提出された上記（５）の①～④を５年間保存する。（配置要領に基づく青森県健康医療福祉部保健衛生課への報告を忘れないこと。）

３　予防薬配置医療機関（エイズ治療拠点病院）の対応

＜配置協力医療機関を経由する場合＞

（１）配置協力医療機関への助言等

エイズ治療拠点病院の担当者（医師）は、予防薬内服に係る連絡・相談を配置協力医療機関から受けた時は、必要な助言等を行う。

（２）チェックリスト・依頼書・同意書・受領書の写しの確認

エイズ治療拠点病院の担当者（医師）は、曝露当事者から①「ＨＩＶ感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）、②「ＨＩＶ感染予防薬提供依頼書」（様式Ｂ）、③「ＨＩＶ感染予防薬内服同意書」（様式Ｃ）及び④「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）の写し（コピー）を受け取り、その内容を確認する。

（３）内服継続の判断

エイズ治療拠点病院の担当者（医師）は、内服継続の適否について決定し、併せて、ＨＩＶ抗体検査を実施する。

また、必要な期間（６週後、３ヶ月後、６ヶ月後）、感染の有無についてＨＩＶ抗体検査で評価する。

＜配置協力医療機関を経由しない場合＞

（１）マニュアルの確認、使用する様式の準備

電話で相談を受けたエイズ治療拠点病院は、別添１－２を確認し、①「ＨＩＶ感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）、②「ＨＩＶ感染予防薬提供依頼書」（様式Ｂ）、③「ＨＩＶ感染予防薬内服同意書」（様式Ｃ）及び④「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）を準備する。

（２）チェックリストと内服意思の確認

エイズ治療拠点病院の担当者（医師）は、曝露当事者とともに①「ＨＩＶ感染予防薬内服決定支援チェックリスト」（様式Ａ）を確認し、予防内服の意思を確認する。

（３）依頼書・同意書・受領書の作成

曝露当事者が予防内服を希望する場合は、②「ＨＩＶ感染予防薬提供依頼書」（様式Ｂ）、③「ＨＩＶ感染予防薬内服同意書」（様式Ｃ）及び④「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）を作成する。

（４）予防薬の提供

エイズ治療拠点病院の担当者（医師）は、必要な最小限の予防薬を提供する。

なお、当該拠点病院で青森県が配置する予防薬と同じ抗ＨＩＶ薬を所有している場合は、自院所有のものを使用する。

また、「ＨＩＶ感染予防薬受領書」（様式Ｄ）の曝露当事者が予防薬受領時に記載する事項（何日分、署名）について、記載を求める。

（５）内服継続の判断

エイズ治療拠点病院の担当者（医師）は、内服継続の適否について決定し、併せて、ＨＩＶ抗体検査を実施する。

また、必要な期間（６週後、３ヶ月後、６ヶ月後）、感染の有無につい

てＨＩＶ抗体検査で評価する。

（６）関係書類の保存

予防薬を提供した場合は、曝露当事者から提出された上記（３）の①～④を５年間保存する。（配置要領に基づく青森県健康医療福祉部保健衛生課への報告を忘れないこと。）

４　補足留意事項

（１）各医療機関等における医療従事者等の感染予防対策は、各医療機関等の責任において実施されるべきものである。

従って、曝露後、エイズ治療拠点病院を受診し、投薬や血液検査等を実施した場合の費用等については、自費扱いとし、エイズ治療拠点病院の請求に基づき、予防薬提供希望医療機関等が支払うものとする。

（２）予防薬の内服については、健康保険の給付の対象ではないが、感染の危険に対し有効であると認められる場合は、業務上疾病に対する療養の範囲に含まれるものに対し労働災害補償保険の給付対象となる（平成22年９月９日付け基発0909第１号厚生労働省労働基準局長通知「労災保険におけるＨＩＶ感染症の取扱いについて」）。なお、労働災害保険の申請に当たっては、各医療機関等の担当部署と調整のうえ対応する。

（３）医療機関においては、医療法の規定によるＨＩＶを含めた院内感染防止対策が求められており、このマニュアルが院内感染対策に替わるものではない。

既に準備されている院内マニュアルがある場合においては、本マニュアルの主旨を踏まえ、必要に応じて院内マニュアルを改正した上で、それに基づき対応する。

（４）医療機関においては、院内感染予防対策のＨＩＶ感染予防として抗ＨＩＶ薬を常備しておくことが望ましく、この指針の対応によって、抗ＨＩＶ薬を常備しないことを勧めるものではない。

（５）本マニュアルは、「抗ＨＩＶ治療ガイドライン2026年３月（ＨＩＶ感染症および血友病におけるチーム医療の構築と医療水準の向上を目指した研究班）」「ＨＩＶ感染防止のための予防服用マニュアル―曝露事象発生時緊急対応用―令和６年３月改訂版（東京都福祉保健局）」を参考にして作成しており、本マニュアルに定めていない事項については、当該ガイドライン、マニュアルを参照されたい。